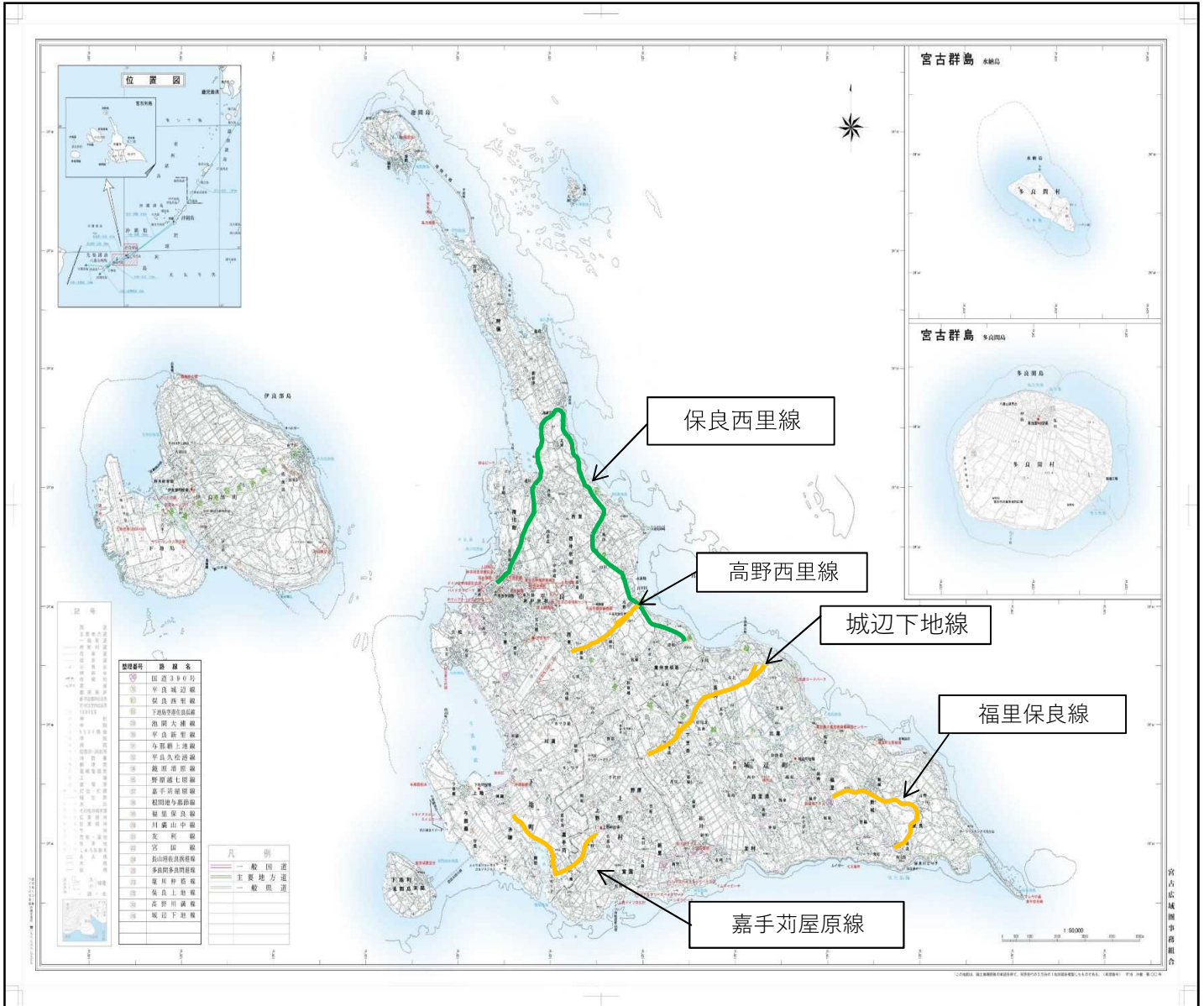


位置図

業務名：保良西里線外道路維持管理業務委託(R3)
 位置：宮古土木事務所管内

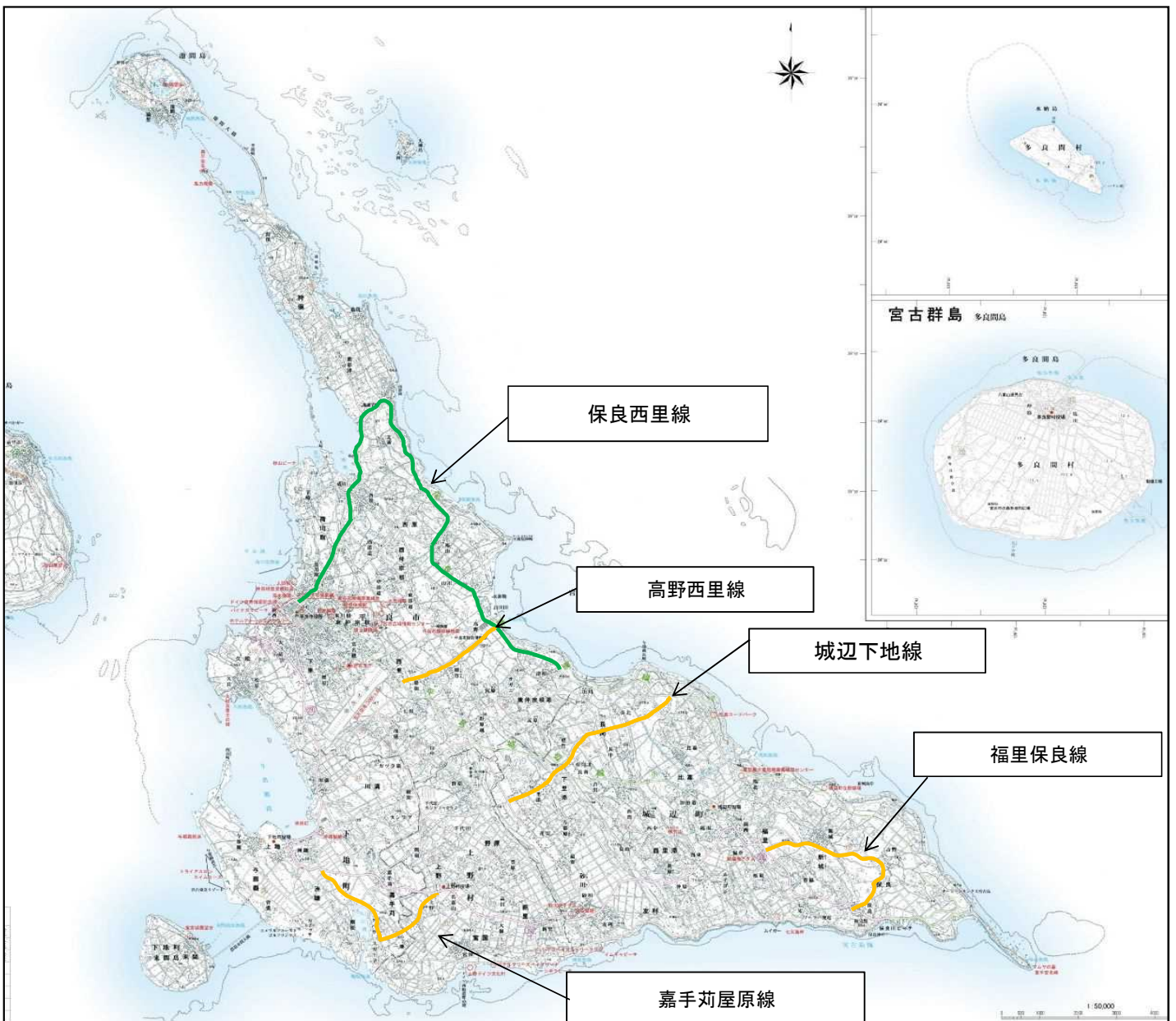


業務概要

下記5路線において道路除草(路肩、植樹柵等)を行う業務である。

路線名	起点～終点	除草面積	回数	合計
①保良西里線	(鏡原増原線～路線終点)	6,004m ²	2回	12,008
②高野西里線	(路線起点～群農協交差点)	1,915m ²	1回	1,915
③城辺下地線	(路線起点～友利線)	3,699m ²	1回	3,699
④福里保良線	(路線起点～路線終点)	2,089m ²	2回	4,178
⑤嘉手苺屋原線	(路線起点～路線終点)	5,090m ²	2回	10,180

31,980



特記仕様書

業務委託の名称 : 保良西里線外道路維持管理業務委託(R3)
履行場所 : 宮古土木事務所管内
履行期間 : 契約締結日 から 令和4年3月25日 まで

第1条 共通仕様書の適用

本業務は、本特記仕様書及び図面にに基づき実施するものとし、本特記仕様書に記載されていない事項は、沖縄県土木建築部制定の『植栽維持管理工事共通仕様書(平成24年7月版)、植栽工事共通仕様書(平成24年7月版)』、『土木工事共通仕様書(平成30年7月)』及びその他の参考図書に準じて実施しなければならない。

第2条 一般事項

受注者は、本業務の施工に際し、着手前及び施工中に設計図書に不明な点もしくは、疑義が生じた場合には、速やかに担当職員と協議しなければならない。

第3条 安全・教育等の訓練について

- (1) 受注者は、土木工事安全施工技術指針、建設機械施工安全技術指針を参考にして、常に現場作業中の安全に留意して現場管理を行い、災害の防止に努めなければならない。
- (2) 本委託の実施に際し、現場に即した安全、訓練等の教育について、各工種着手前に実施すること。
- (3) 本委託の実施中に新規入場者があれば、その都度新規入場者への教育を実施すること。
- (4) 安全、訓練等の計画も業務計画書の中で取り上げ、本委託に応じた安全、訓練等の具体的な計画を作成すること。
- (5) 安全、訓練等の教育実施の例
 - ① 安全活動の視覚資料等での教育(ビデオ等)
 - ② 本委託内容の周知徹底の教育
 - ③ 土木工事安全施工技術指針等の周知徹底の教育
 - ④ 本委託における災害対策訓練及び予想される事故対策訓練等の教育
 - ⑤ その他、安全、訓練等として必要な事項

第4条 安全管理

- (1) 受注者は、「労働安全衛生法」等、関係法規の定めるところにより、常に安全管理に必要な処置を講じ、労働災害の発生防止に努めること。
- (2) 受注者は、付近住民、通行車両等に作業箇所を周知するとともに、必要に応じて交通誘導員をつけるなど、安全管理に十分配慮すること。
- (3) 作業実施中において、沿道住民及び道路使用者より苦情や要望を受けた場合は、丁寧に対応し、速やかに必要な処置を講じるとともに担当職員に報告すること。

- (4) 作業中に第 3 者への被害が生じないよう留意し、必要な対策を講じること。万が一被害が生じた場合は、応急処置等の措置を講じるとともに、事故発生原因及び経過、被害の内容等について、遅滞なく担当職員に報告すること。
- (5) 本業務の実施に際し、通勤時間帯を避けるなどし、できるだけ交通渋滞を招くことがないよう努めること。

第5条 業務用自動車の利用について

資材等の運搬にあたっては、積載超過のないようにするとともに、交通安全管理を十分に行うこと。

第6条 着手届等について

受注者は、本委託契約から一週間以内に、着手届、現場代理人等通知書、計画工程表等を提出すること。

第7条 業務看板の設置

受注者は、業務内容を示す看板、その他現場に必要な標示板、規制板等を通行者が見やすい位置に設置すること。

第8条 業務計画書

- (1) 受注者は、業務の実施にあたり、作業内容、手順、作業方法、安全対策等について、担当職員と十分調整のうえ、業務計画書を提出すること。
- (2) 受注者は、除草や剪定作業の実施時期について、イベント等の開催日等も考慮のうえ最大の効果が発揮できるよう、担当職員と協議の上決定すること。

第9条 履行報告

受託者は、毎月の進捗状況を翌月の 5 日までに、担当職員へ報告しなければならない。

第10条 除草作業

- (1) 刈り払い作業については、刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育修了者等、安全教育を修了した者が実施すること。
- (2) 道路の景観向上を常に意識し、作業に際しゴミ類、空き缶等を除去すること。
- (3) 刈むらのないよう均一に刈り取り、また刈残しのないよう除草すること。
- (4) 樹木や策等周辺の除草の際には、樹木等に損傷を与えないよう刈取りし、必要であれば抜き取ること。
- (5) 万が一樹木等を損傷した場合は、遅滞なく担当職員に連絡するとともに、指示に従い、受注者の負担において現状復旧し、報告すること。

第11条 剪定作業

剪定作業にあたっては、剪定技能士に関する有資格者（（一社）日本造園建設業協会が定める「街路樹剪定士」）を1名以上配置し、目標樹形、出来栄等について作業員への事前説明及び作業指導を行わなければならない。なお、受注者の固有職員である必要はない。

第12条 写真撮影と出来ばえの確認

- (1) 作業の出来ばえ確認のため、着手前後に、同場所、同方向から写真撮影を行い、現地の作業前後状況を明確に確認できるようにすること。また、作業完了後の出来ばえ確認について担当職員の現場確認を受けること。
- (2) 写真管理は、別紙「道路植栽管理等業務 管理基準」に基づき実施するものとし、撮影に際し、以下の項目を明記した黒板を用いること。
 - ① 委託業務名、受注者名
 - ② 撮影場所
 - ③ 作業内容
 - ④ 撮影日

第13条 建設廃材について

建設廃材については、沖縄県知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者が設置した処分場で処理すること。

また、廃棄物の収集、運搬及び処分にあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守し、適正に処理すること。

第14条 排出ガス対策型の建設機械使用の原則化について

本業務において使用する建設機械は、原則として「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成22年3月18日付け国総施第291号）に指定された排出ガス対策型建設機械を使用すること。

第15条 気象災害時の管理について

- (1) 台風シーズン前において業務委託区域の巡回を行い、高木類の倒木等の危険性が高いと判断される箇所等について、担当職員へ報告し、危険の未然防止に努めること。
- (2) 台風通過後においては、業務委託区域内の巡回を行い、倒木や通行の支障となっている箇所の除去作業を行うこと。
- (3) 台風等の被害によって必要となった、傾斜木の立て直しや、枝折れ等の清掃等の作業を行うこと。
- (4) 気象災害に伴って必要となった清掃等の業務については、協議を行い設計変更の対象とする。

第16条 農薬の使用に当たっての遵守事項

- (1) 農薬を使用する際には、「沖縄県沿道景観向上技術ガイドライン(平成29年3月策定)」の別冊である「除草剤安全使用マニュアル」に基づき、使用すること。
- (2) 農薬を使用する際には、農薬取締法に基づき登録されたもので、品質を証明する資料等を担当職員に提出し、確認を受けるとともに、使用場所について協議しなければならない。
- (3) 農薬の使用にあたっては、「住宅地等における農薬使用について(平成25年4月26日付け農林水産省消費・安全課長、環境省水・大気環境局長通知)」、「公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル」(環境省 H30 改訂)、その他農薬関連法規を遵守し、適正な使用に努めなければならない。
- (4) 農薬の使用にあたっては、ラベルに記載されている使用方法(使用回数、使用量、使用濃度等)及び使用上の注意事項を守って使用すること。
- (5) 農薬散布は、無風又は風が弱い時に行うなど、近隣に影響が少ない天候の日や時間帯を選び、農薬の飛散を抑制するノズルの使用に努めるとともに、風向き、ノズルの向き等に注意して行うこと。
- (6) 農薬の散布にあたっては、事前に周辺住民に対して、農薬使用の目的、散布日時、立入制限期間、散布範囲、使用農薬の種類及び農薬使用者の連絡先を十分な時間的余裕をもって周知すること。
- (7) 一度雑草の刈り払いを行い、速やかに農薬を散布すること(除草剤安全使用マニュアルを参照)。除草剤を処理した雑草は立ち枯れや枯死する場合があります。景観上の見栄えが悪く、目視した通行者や住民等に不安を与えることから、雑草が繁茂した状態で除草剤の散布は行わないこと。
- (8) 農薬を使用した年月日、場所及び対象植物、使用した農薬の名称並びに使用した農薬の希釈倍数を記録し、一定期間保管すること。
- (9) 散布作業の際には、人体への影響を十分考慮し、ゴム手袋、マスク、帽子、メガネ、被覆等完全なものを着用して行うなど、作業員の安全に対して適切な処置をとること。

第17条 業務の完了検査

- (1) 受注者は、本業務契約書に基づき、完了検査をうけなければならない。
- (2) 検査にあたり、業務の完了が確認できるよう必要書類を作成し、業務完了時に担当職員に一部提出しなければならない。
 - ① 契約書関係
 - ② 業務計画書
 - ③ 業務工程管理(実施工程表、毎月の履行報告書等)
 - ④ 打合せ簿
 - ⑤ 業務記録写真管理
 - ⑥ その他担当職員から指示のあったもの

第18条 その他

- (1) 除草箇所は、位置図に示した路線の歩道及び路肩を対象とする。ただし、ボランティア団体等の管理区域があることから、一部対象外の区間がある。除草起終点の位置を含め、必ず業務着手時に発注者と相互確認をすること。
- (2) 除草の数量は、(1)の箇所を除草することを1回として、合計2回の除草を想定したものである。
- (3) 除草及び剪定については共通仮設費の対象としない。
- (4) 除草及び剪定で発生した草木の処分費については、精算変更の対象とする。
- (5) 本業務の業務委託料を変更協議する場合及び本業務と関連する業務を本業務受注者と随意契約する場合の変更協議または関連する業務の予定価格の算定にあたっては、本業務の請負比率(当初契約額÷当初設計額)を変更業務価格または関連業務の設計額に乗じた額で行うものとする。
- (6) 消費税率は10%で積算している。

工事数量総括表

沖縄県

工種	種別	細別	規格	単位	数量	摘要
道路維持				式	1	
除草工				式	1	
	道路除草工			式	1	
		除草	集草・積込運搬含む	m2	31,980	
直接工事費				式	1	
共通仮設				式	1	
共通仮設費(率計上)				式	1	
純工事費				式	1	
現場管理費				式	1	
工事原価				式	1	
一般管理費等				式	1	
工事価格				式	1	
消費税額及び地方消費税額				式	1	
工事費計				式	1	

宮古土木事務所

